



「港区成年後見制度利用促進事業」は、港区から委託を受け港区社会福祉協議会が実施しています。

成年後見制度の見直し等について

令和8年1月、法制審議会民法（成年後見等関係）部会で成年後見制度の抜本的な見直しに向けた改正要綱案が示されました。

民法における「法定後見制度」

本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所に選任された成年後見人、保佐人または補助人が本人を保護、支援する制度。



見直し案

現行の後見及び保佐の類型を廃止し補助の制度に一元化する案が示されています。

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度の見直しの概要

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度				
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている				
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況
制度	補助		保佐		後見
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況		
制度	補助		選択可		
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則		
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し		
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判		
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人		
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為		



民法改正により、成年後見制度の運用が大きく変わる方向です。

改正後は、社協でも変更点の講座や研修会を実施するなど、広く周知する予定

講演会を実施しました！

成年後見制度の理解のため、『サポートみなと講演会』を年に2回開催しています。

令和7年度は7月と11月に開催しました。

令和7年7月 弁護士による「～今さら聞けない『成年後見制度』って何？～」

令和7年11月 講演会①②&個別相談会

① 法務局の遺言書保管制度について ～あなたの大切な遺言書を法務局が守ります～

② 司法書士による「～成年後見制度はどのような場合に必要なのか～」

相談会は、司法書士と税理士が区民のみなさんの個別の相談を受けました。



港区成年後見人等登録者連絡会を実施しました！

港区成年後見人等候補者推薦事業にご登録いただいている専門職等に向けて港区の取組みをお伝えするとともに、シンポジウム、様々な職種で構成されたグループでの話し合いを今年度も実施しました。専門職の後見人だけではなく、区の担当職員や高齢者相談センター職員、区民後見人、社協職員も加わり有意義な意見交換会となりました。

日 時：令和7年10月9日(木)14:00～16:00

参加者：参加者数:89名

弁護士15名、司法書士31名、社会福祉士13名、区民後見人10名、

その他(高齢者相談センター職員、各総合支所区民課保健福祉係職員、社協職員)20名

内 容：「当事者の声を聴いてみた！意思決定支援とはどういうことか」

(被保佐人等と支援者へのインタビュー映像と登壇)

グループ内でも活発に意見交換ができました。

総括として弁護士から「意思決定支援とは特別なことではなく、日々の生活のこと、その選択肢を後見人が提供して、本人が選ぶのが良い」との助言がありました。



エンディングノート
も配布しています

令和7年10月に終活相談窓口を開設しました！

お気軽にご相談ください。終活相談窓口で「港区エンディングプラン登録事業」の説明・受付も行っています。

【ご相談・問合せ】

港区社会福祉協議会 権利擁護センター **サポートみなと** (終活相談窓口)

住 所 〒106-0032 港区六本木 5-16-45 港区麻布地区総合支所 2 階

電 話 03-6230-0283

Fax 03-6230-0285



QRコードから
アクセスできます



月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

